第

1222

READA

<u>S</u>

リーダァスクラブFAXニュース

1994年1月6日創刊・毎日発行

(1998年) 平成10年 12月22日 火曜日

믁

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

△配偶者控除を受けた生前贈与財産

②:私は、昨年の12月に夫から2,600万円の住宅の贈与を受けました。これについては2,000万円の贈与税の配偶者控除の適用を受け、119万円の贈与税を支払いました。

今年、夫が死亡したのですが、この住宅は 全額が生前贈与財産として相続税の課税価格 に算入されるのでしょうか。

A:贈与税の配偶者控除を受けた部分の金額は、相続税の課税価格に算入されません。 【解説】

相続や遺贈により財産を取得した人が、その相続開始前3年以内にその被相続人から贈与によって財産を取得している場合は、その贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に算入して、その人の相続税額を計算することとされています。

ただし、相続開始前3年以内に被相続人から贈与によって財産を取得した人が被相続人の配偶者で、その財産について贈与税の配偶者控除の適用を受けている場合には、その贈与財産の価額のうち、その贈与税の配偶者控除を受けた金額に相当する部分は、贈与を受けなかったものとみなされ、相続税の課税価格に算入されないことになっています。

ご質問の場合には、配偶者控除2,000万円の適用を受けていますので、これを控除した600万円が相続税の課税価格に算入され、贈与税額119万円が相続税額から控除されることになります。





